

有機農業推進総合対策緊急事業

「有機農産物新規取扱支援」

＜補助対象①かかりまし支援＞

説明資料

有機農業推進総合対策緊急事業の概要

(1) 有機農産物新規取扱支援について

有機農産物の市場拡大に向けて、有機農産物を取り扱う食品事業者や流通事業者と有機農産物を生産する農業者が新たに取引契約を締結した際に、有機農産物以外の農産物を取り扱った場合と比較した有機農産物の取引価格の掛かり増し経費を、一定の範囲内で支援する取組です。

補助対象①

農業者と販売事業者による新規取引

補助対象②

民間の新たな市場への有機農産物等の試験的な導入を行う取組

(2) 有機農業の環境保全効果発信

有機農業に取り組むことによる生物多様性の向上や地球温暖化防止などの環境保全効果について、科学的な根拠や生産現場の事例等を分かりやすく整理し、資料やイベント等で発信するとともに、消費者を対象に有機農業の取組や環境保全効果について訴求する消費者セミナーを開催致します。

(3) 事業者間のマッチング促進

有機農産物の新たな取引契約を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者や流通事業者等とのマッチングを促進する商談会を開催致します。

(4) 有機農産物の販路拡大に関する調査の実施

(1)の支援に係る農業者等、(3)の商談会に参加した事業者及び農業者や流通事業者等を対象に、有機農産物の生産、流通・加工、販売等の状況に関するアンケート調査を行い、結果をとまとめ、課題の整理・分析、課題解決に向けた施策を取りまとめます。

有機農産物新規取扱支援の補助対象について

補助対象①

(抜粋)

農業者と販売事業者による新規取引

- 令和5年度以前から農産物（有機農産物か有機農産物以外かは問わない）の取引実績があること。なお、取引相手は問わない。
- 要領や農林水産省が必要に応じて別途行う、有機農産物の販売等に係る状況調査等に、可能な限り協力を行うこと。
- 農業及び事業者が新たな取引契約により有機農産物等の取扱いを開始する又は増やす取組。

最大300万円

補助対象②

(抜粋)

民間の新たな市場への有機農産物等の試験的な導入を行う取組

- 新たな市場（公的機関等の給食、食堂等を含む。）への有機農産物等の試験的な導入に係る検討会の開催。

- 有機農産物等の試験導入（掛かり増し経費に限る）。

**補助を受けるには上記2つの実施が必須
又、協議会の構成も必須**

- 有機農産物等の継続利用に向けた需要調査の取組。
- 有機農産物等の生産地の情報収集やマッチングに係る取組。
- その他、有機農産物等の試験導入に必要な取組。

最大400万円

有機農産物等の掛かり増し分とは？

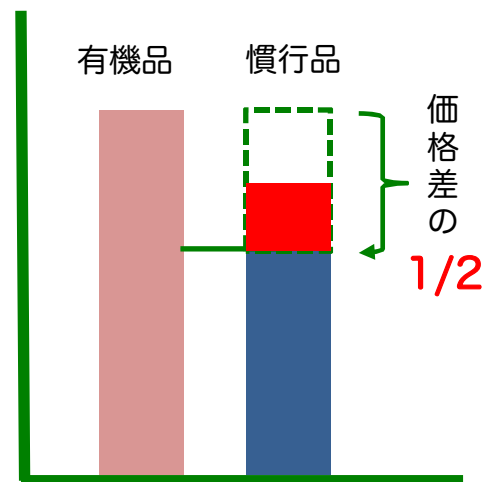
本事業における有機農産物

有機JAS認証(転換期間中を含む。)を受けている農産物、環境保全型農業直接支払い交付金の有機農業の取組対象となる農地で生産された農産物及び有機JAS認証を受けている加工食品を指します。

※加工品の製造と販売が今年度。且つ取引が申請後であれば、原材料の年度は問いません。

掛かり増し経費とは？

申請いただく有機農産物の販売価格と、比較対象となる有機農産物以外(慣行品)の農産物の平均販売価格の差額の1/2の金額を指しています。



申請出来る人は誰？

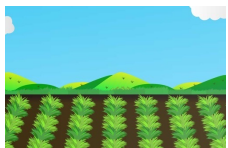
- 有機農産物を生産する有機農業者・団体
(環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象の農産物及び農業者含む)
- 食品事業者(小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者)
- 流通事業者(食品事業者と取引がある者に限る)

※ 令和4年度以前から農産物の取引実績があること。

有機農産物を生産する農業者との直接取り引きのみが対象

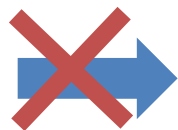
例

有機農産物農業者



対象

有機青果卸



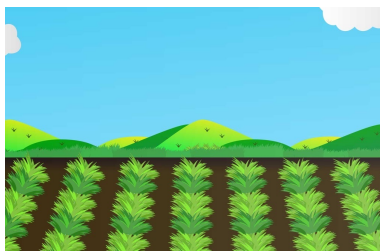
対象外

小売/宅配/食品製造メーカー等



掛かり増し経費の具体例

農業者（有機JAS認証農場）



流通・食品事業者



申請は取引を行う農業者・事業者どちらが行ってもOKですが、補助を受けれるのは申請された一方のみとなります。

品目：有機にんじん \longrightarrow 1 kgバラ 150円仕入
市場等の慣行品の平均価格もしくは、実際取引されている見積金額等
品目：慣行にんじん \longrightarrow 1 kgバラ 100円仕入
※見積書等がない場合は、東京中央卸売市場（ALICデータ）を価格参照

差額50円 \div 2 = 25円

補助対象金額



※ 有機農産物取引価格は、有機農産物以外の農産物取引価格の1.5倍の上限の範囲内での支給となります。

※ 取引金額の差分からの補助金額算出を行う為、補助金を見越して取引価格自体を値下げする事は出来ません。

申請は農業者・事業者どちらでもOKですが・・・

当補助金支援の目的は「有機農産物の販路・取引の拡大」

事業者

有機農産物の仕入れ価格に対して補助を受けて頂き、取引量を積極的に増やして頂きたい。

農業者

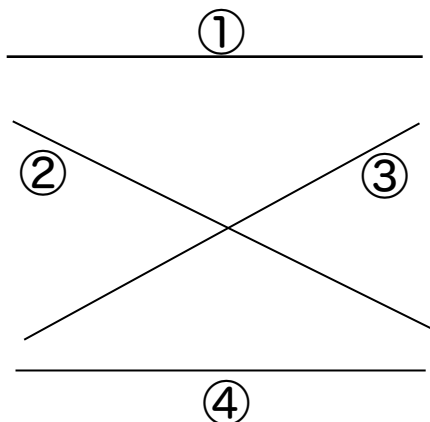
既存or新規の取引先に当補助事業を紹介頂き、新規の取引を増やすきっかけにして頂きたい。

補助対象になる条件等について

対象となる取引

新規に有機農産物を生産する農業者

以前から有機農産物を生産する農業者



初めて有機農産物を取り扱う食品事業者又は流通事業者

以前から有機農産物を取り扱う食品事業者又は流通事業者

- ①、③の取引の場合は、取引金額の差額の1/2が補助対象となります。
- ②、④の取引の場合は、既存の取引先からの切り替えが懸念されるため、事業者側からみて、申請される取引実施期間と昨年の同期間の有機農産物の総取引金額の増加分の取引金額の差額の1/2が補助対象となります。
- ④の取引の場合は、新規に取扱う有機農産物の品目取引契約に限ります。

例

2022年
7月～11月

人参・にんにくで
売上600万円



2023年
7月～11月

人参・大根で売上
600万円

りんご
売上100万円

2023年
7月～11月

売上500万円

りんご
売上100万円

昨年度の有機農産物の売上（同一の品目での売上である必要はない）が減少していない必要があります。

補助対象になる条件等について

その他の主な補助条件

①

既存の事業者の取引は、**新規品目**であること。**昨年の事業実施期** 期間と同期間の**有機農産物の売上が増加している**こと。

②

有機農産物と比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書が必要。

ない場合はALICの前年の同品目・同期間での全国平均を参考とします。

ALICにもない品目の場合は、審査できかねる場合があります。

③

対象となる取引の期間は、当事業が施行され、審査に通った事業実施者が提出する**交付申請書**が**受領、通知された時点**から。

事業の手続きの流れ

事務局

補助金申請者

申請内容確認・審査

選考結果通知

申請内容確認・審査

交付内容結果通知

実績内容審査

補助金額確定

取扱状況受領

サイトのwebフォームより受付

メールにて通知

サイトのwebフォームより受付

メールにて通知

事業実施（取引）期間

サイトのwebフォームより受付

メールにて通知

口座に入金

サイトのwebフォームより受付

申請（事業計画の提出）
別記様式第1号_事業計画書
別記様式第1号_申請書

事業計画の承認通知受領

交付申請（実施内容の提出）
別記様式第3号_交付申請書

交付内容受領

実績報告資料提出
別記様式第4号_実績報告兼補助金支払請求書
別記様式第5号_消費税相当額報告書
別記様式第7号_本事業の実施状況報告書

金額確定通知受領

補助金受領

有機農産物の取扱状況についての報告
別記様式第6号_事業実施翌年度の有機農産物の取扱状況について

① 事業計画 & 申請

② 事業実施 & 申請

③ 実績 & 報告

②の申請以降の取引期間が対象となるので、早めの申請を！

申請の際の注意点

①申請はWEBサイトのフォーム（オンライン）からとなります。

②Googleアカウント（メールアドレス）要となります。

事業計画の申請フォーム

1ページ目
基本情報の入力

2ページ目
申請書類のアップロード

【有機農産物新規取扱支援】①事業計画申請フォーム

このフォームは、有機農産物新規取扱支援事業の事業計画書を申請するためのフォームです。
下記サイトより事業実施要領を確認し、補助対象者のみ申請ください。
<https://myfam.co.jp/organic-market-expansion/>

①の事業者と事業取得費用資料をご準備ください。

【応募要領】
一部採択式第1号, 事業計画書.xlsx
一部採択式第1号, 申請書.docx

【補助対象者確認用資料】
一部採択式第1号の募集要領(有機JAS認証事業者確認用)もしくは、
環境保全型農業推進支払交付金の証明書等)
二法人の場合は、定款・事業計画・予算概算等の法人の証明書類
一申請予定品目が有機JAS認定品目又は環境保全型農業推進支払交付金の
有機農産物の取扱対象となる農産物と生産された有機農産物であることが分かる資料（伝票等）
一申請予定品目の品名簿
一申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
一前年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）

②当フォームに回答の上、①の資料を添付して送信してください。

organic.market.expansion@gmail.com アカウントを切り替える  下書きを戻しました
ファイルを上記のメールアドレスに送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前と写真が記録されます。メールアドレスは回答に含まれません。

*必須

応募区分*

有機農産物を生産する有機農業者・生産団体
 食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者）
 流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る）

代表者の氏名*

苗字と名前の順に半角で入力ください。（例：有藤太郎）

回答を入力

法人名*

法人でない方は、個人としてください。

回答を入力

郵便番号*

半角数字でハイフンありで記載ください。（例：000-0000）

回答を入力

所在地*

回答を入力

電話番号*

半角数字でハイフンありで記載ください。（例：00-0000-0000）

回答を入力

メールアドレス*

ki@hata@myfam.co.jp

実績を報告する月（予定）*
本事業の対象取引が終了する月以降を選択ください。

令和6年7月 

次へ  フォームをクリア 

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このコンテンツは Google が保存または承認したものではありません。 不正行為の報告、お問い合わせ [ヘルプ](#)

Google フォーム

【有機農産物新規取扱支援】①事業計画申請フォーム

organic.market.expansion@gmail.com アカウントを切り替える 
ファイルを上記のメールアドレスに送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前と写真が記録されます。メールアドレスは回答に含まれません。

*必須

申請書類・補助対象者確認用資料のアップロード

下記の書類一式を記入の上、アップロードしてください。
【応募要領】
一部採択式第1号, 事業計画書.xlsx
一部採択式第1号, 申請書.docx

【補助対象者確認用資料】
一部採択式第1号の募集要領(有機JAS認証事業者確認用)もしくは、
環境保全型農業推進支払交付金の証明書等)
二法人の場合は、定款・事業計画・予算概算等の法人の証明書類
一申請予定品目が有機JAS認定品目又は環境保全型農業推進支払交付金の
有機農産物の取扱対象となる農産物と生産された有機農産物であることが分かる資料（伝票等）
一申請予定品目の品名簿
一申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
一前年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）

事業計画書*

 ファイルを追加

申請書*

 ファイルを追加

有機農業者と分ける資料
有機JAS認証事業者確認用もしくは、環境保全型農業推進支払交付金の証明書等をご確認ください。

 ファイルを追加

(生産団体の方のみ) 参加農業者の一覧

 ファイルを追加

(法人のみ) 定款・事業計画・予算概算等の法人の証明書類

 ファイルを追加

申請品目が有機農産物と分ける資料*
伝票等を添付ください。

 ファイルを追加

申請予定品目の見積書*

 ファイルを追加

申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書

 ファイルを追加

前年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）*
全額前年度の農産物取引がない場合は、それ以前の資料を添付ください。

 ファイルを追加

戻る  送信  フォームをクリア 

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このコンテンツは Google が保存または承認したものではありません。 不正行為の報告、お問い合わせ [ヘルプ](#)

Google フォーム

FAQ

Q1.加工品は対象ですか？

A.はい、加工品も対象ですが、有機JAS認証を取得している物のみとなります。

Q2.パックやバラなど規格の違いはどうなりますか？

A.全てキロで換算をお願い致します。

Q3.送料はどうなりますか？

A.送料も含んだ販売価格（単価）で算出ください。

Q4.補助が出る分、取引価格を下げててもよいですか？

A.有機農産物の取引価格と慣行品の取引価格の差額から補助金額を算出しているため、補助金を見越して取引価格自体を値下げする事は出来ません。